

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

生活保護受給者(医療券)がマイナンバーカード持参で医療機関を受診した場合
[2023.4月4日 大阪府医師会保険医療課(06-6763-7001)に確認]

生活保護受給者がマイナンバーカードを保持することは可能であるが、
医療保険証として紐付けされていないため、下記のように取り扱う。

初診時(生活保護受給者、医療券)

生活保護受給者がマイナンバーカード持参のうえ、その利用に同意されても
保険証として紐付けはされていないので、
マイナンバーカードを使用しない(実際にはできない) 加算 1 (6点)で算定。

ただし、他医療機関からの診療情報提供書持参があり医療情報を取得した
場合は、加算 2 (2点)で算定する。

再診時(生活保護受給者、医療券)

生活保護受給者がマイナンバーカード持参のうえ利用に同意されても
保険証として紐付けはされていないので、
マイナンバーカード利用しない(実際にはできない) 加算 3 (2点)で算定。